

Title	松元雅和君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.4 (2007. 4) ,p.193- 199
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070428-0193

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に示した内容であるとの結論に到達したことを報告する。

二〇〇七年一月九日

松元雅和君学位請求論文審査報告

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士 国分 良成

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 Ph.D. 増山 幹高

副査 東京大学大学院法学政治学
研究科教授慶應義塾大学法
学部客員教授法学博士 久保 文明

松元雅和君より提出された学位請求論文「リベラルな多文化主義——その可能性と方法をめぐる政治理論的考察」の構成は以下の通りである。

序章

第一部 リベリズム・多文化主義論争とは何か

第1章 問題の所在——リベリズムと多文化主義の論争

第2章 リベリズムは「集団を顧慮しない」か——平等保護と集団的処遇の一解釈

第3章 国家中立性と文化保護——多文化主義のリベラルな正当化は可能か

第一部のまとめ

第二部 多文化主義のリベラルな正当化

第4章 自律と文化——キムリッカ多文化主義論の批判的検討

第5章 公正としての多文化主義——パレクとバリーの

論争を手がかりに

第 6 章 「自尊心の社会的基礎」とリベラルな多文化主義の課題

第二部のまとめ

終章 結論と政策的展望

松元君が今回提出した博士論文で試みているのは、『正義論』の出版（一九七一年）以降、現代英米圏で広く継承・受容されてきたロールズ派のリベラリズムが、実践的には一九六〇年代後半から、理論的には八〇年代後半から注目を集めるようになった多文化主義 (multiculturalism) とどのような関係にあるかを政治理論的に検討することである。その際に松元君が中心課題としているのは、政府による文化保護政策を要求する多文化主義の立場が、「平等な尊重」(equal respect) の原理を掲げるリベラリズムの立場から正当化可能であるかどうかという問いである。いわば「特別待遇」と「平等な待遇」の要求は一見したところ両立するはずがないものであるが、松元君はリベラルの立場（一般にリベラリズムは多文化主義に限らず、文化そのものに対して沈黙することが多いのだが）を前提に、それが多文化主義とどのように内的適合性を持ちうる

か、言い換えれば「多文化主義のリベラルな正当化」の成否を探ることによって「リベラルな多文化主義」(liberal multiculturalism) がどの程度有効性や妥当性を持ちうるかを政治理論的に検証するという課題と取り組んでいる。

上記の課題に対して、松元君はまず第一部で、その「可能性」に焦点を当て、最終的に「多文化主義はリベラリズムの観点から正当化可能である」との肯定的結論を導いている。ついで第二部では、その具体的正当化の「方法」に焦点を当て、多文化主義のリベラルな正当化論としてこれまで提示されてきた三つの方法の妥当性を批判的に評価しているが、その議論の概要を以下に紹介しておく。

第 1 章「問題の所在」では、リベラリズム・多文化主義論争の対立状況と問題の所在を明らかにされている。松元君はまず現代リベラリズムを「政府が社会構成員の全員を平等な尊重をもって処遇することを要求する主義主張である」(一九頁)と理解したうえで、リベラリズムと多文化主義の論争を、テイラーに依拠しつつ(a)反差別 (non-discrimination) テーゼ、(b)国家中立性 (state neutrality) テーゼの両者の是非をめぐる対立軸として具体化している。両テーゼを支持するリベラルに、「集合的目標」の採用を政府に要求する多文化主義者が対峙して、両思想の鋭い緊

張関係が生じているというのが松元君の見方である。

第2章「リベラリズムは『集団を顧慮しない』か」では、(a)の反差別テーゼの是非をめぐる両思想の対立状況が検討されている。現代リベラリズムは一般に、個人々の「集団を顧慮しない」(group-blind) 処遇を要求し、それゆえに多文化主義が要求する集団別処遇に反対すると考えられている。しかし、平等な尊重というその根本原理に忠実であるなら、リベラリズムはかならずしも集団別処遇に反対せず、それゆえ多文化主義の文化保護要求を原理的に排除するわけではない。ドウオーキンの積極的差別是正措置論はその一例である。さらにキムリツカが言うように、平等な尊重とは「政治共同体の市民」のみならず「文化共同体の構成員」として尊重することも意味しうる。松元君は結論として、リベラリズムは集団を顧慮しない処遇ではなく集団別処遇も支持しうるし、それゆえ多文化主義の妥当性をかならずしも否定しないことを明らかにしている。

続く第3章「国家中立性と文化保護」では、(b)の国家中立性テーゼの是非をめぐる両思想の対立状況が検討されている。一般的理解では、現代リベラリズムは政府が各人の善き生の実現に加担しないことを意味する国家中立性の教義を標榜しており、逆に多文化主義者は、同教義が文化的

少数派に特別な負担を押しつけるものであり不当であると反論しているとされる。松元君はこれに対して、国家中立性の意味内容を①結果、②目的、③正当化の次元に区別し、詳細な分析の結果、次のように結論する。①結果の中立性は実践的に不可能であり理論的に妥当でない。②目的の中立性は善き生の「好意的無視」を意味し、この意味ではリベラリズムと多文化主義は相反せざるをえない。③しかし正当化の中立性の次元では、文化慣習や善き生の内在的価値の評価に訴えないという条件で、政府は文化保護政策を文化中立的に正当化することも可能である。つまり正当化の次元に立つとき、リベラリズムの国家中立性の教義は多文化主義をかならずしも否定するものとはならないのである。こうした第一部の考察の結果、松元君はリベラリズムと多文化主義の主張は調停不可能ではなく、現代リベラルが多文化主義要求を自らの理念と矛盾なく受け入れる余地は十分に残されていると結論する。

続く第二部は現代リベラリズムがどのような正当化理由に基づいて多文化主義を積極的に支持しているか、具体的かつ批判的に検討する作業に当てられている。

そこで松元君が注目しているのが、自律 (autonomy)・公正 (fairness)・自尊心 (self-respect) とどう

三つの鍵となる概念である。

第4章「自律と文化」で検討されているのは、一つめの「自律」に基づく多文化主義のリベラルな正当化である。キムリツカのようにロールズを継承する現代リベラルにとって自律は根本的価値のひとつであるが、もしも人々の自律を陶冶するために多文化主義政策の採用が必要不可欠なのであれば、それはリベラリズムと多文化主義を架橋する試みとして大きな説得力をもつことになるであろう。しかし、松元君はキムリツカの主張を精査し、彼の持つ道具的な文化理解がゆえに、彼が必要とするのは何らかの文化であって、自分が帰属している特定の文化である必要がないことを論証している。その意味で、リベラルの多くが依拠する自律概念は、多文化主義を正当化しえていないとするのが松元君の結論である。

第5章「公正としての多文化主義」では、二つ目の「公正」に基づく正当化の成否が検討されている。現代リベラルのあいだで公正が意味しているのは、「選択」の結果の不利益は本人に帰責性がある一方で「環境」の産物の不利益は社会が補償すべきであるということである。そこで、もし人々の文化的メンバースhipが前者の選択ではなく後者の環境に区分されるとすれば、リベラルは公正概念の首

尾一貫した拡張として、環境の産物の不利益は正のために多文化主義政策を採用することになるであろう。パレクはこの考えを是とし、バリーはこの考えを非とする。しかし、松元君はこのどちらの解釈を採ったとしても問題があると考えている。というのも、この両方が文化的少数派にとって特定の文化への帰属がアイデンティティと自尊心の源泉であるという側面を考慮していないからである。松元君の結論は、確かに「公正」が多文化主義のリベラルな正当化理由として一定の説得力をもつものの、それは文化的少数派による政治的要求の意味を矮小化させたものであって、不十分であるとするものである。

続く第6章『自尊心の社会的基礎』とリベラルな多文化主義の課題』では、三つ目に松元君がとり上げている「自尊心」に基づく正当化の成否が検討されている。文化的少数派にとつて文化とはアイデンティティや自尊心の源泉となるものであり、自分たちの劣等性を自ら認めることこそ自分たちが「公正」に扱われる前提条件であるとの侮辱的扱いは耐え難いものであろう。松元君は、これまであまり注目されてこなかったところの『正義論』のなかでロールズが行っている「自尊心の社会的基礎」にかんする考察を多文化主義正当化のための理論として援用する可能性

を本章で検討している。これは第5章で検討されている公正概念の欠陥を補うものとして注目に値しよう。ただし、自尊心と文化との結びつきには懐疑的な考えもいくつかあり、自尊心という正当化理由の有効性も松元君の見解では未確定のものにとどまるものである。

第二部の結論としては、自律、公正、自尊心のいずれに訴えたとしても、その正当化の論証には固有の難点や検討課題が付随していると松元君は指摘する。だからと言って松元君は多文化主義のリベラルな正当化の可能性がないと結論を急ぎはしない。松元君の業績はむしろ、その可能性の批判的省察をつうじて、今後ありうるリベラルな多文化主義の理論的・思想的課題を明らかにしようとする試みであると評価できよう。

けだし、終章「結論と政策的展望」では、次の二つの結論が確認されている。

(1) すくなくとも反差別と国家中立性の両テーゼについていえば、リベラリズムと多文化主義は理論内在的な対抗関係にあるわけではない。よって、多文化主義をリベラリズムの観点から正当化する可能性は開かれている。

(2) しかし、多文化主義のリベラルな正当化の具体的方法についていえば、自律・公正・自尊心のいずれの概念に

基づく試みにかんしても、理論的には固有の長所とともにいくつかの弱点や異論の余地を含むものである。

以上の結論を踏まえ、松元君は「リベラルな多文化主義」のあらたな展開として今後注目に値するわが国における三つの具体的事例（琉球、アイヌの少数民族問題・在日朝鮮人問題・宗教的マイノリティの問題）について考察し、それらに対する政策的展望を試みている。

以上が松元雅和君提出の博士論文の概要であるが、次に評価を述べたい。

松元君の本論文での議論は現代リベラリズムと多文化主義の諸説を、両者の架橋可能性というテーマに従って極めて理路整然と整理・解説しつつ、松元君独自の観点から論争の全体像を捉えなおした好論文である。分析と叙述の明晰さも特筆に値する。昨今の政治哲学界における状況は、この問題を理論的にと言うより、実践的作法の問題としてプロネーシスの地平で論じようとする傾向が強いが、松元君はあくまでロールズの規範的正義論の理論的地平に踏みとどまり、この問題をエピステーメの審級に付そうとしている。この点をまず高く評価したい。その際、松元君は先学の業績を批判的に摂取しつつも、安易な解決案を示唆し

たりはせず、むしろ「多文化主義のリベラルな正当化」が提起する問題の複雑性を明らかにするという控えめで手堅い作業に徹している。この慎重さは功を焦りがちな他の若手研究者が見習うべき松元君の基本的な学問的姿勢であった、審査員一同が高く評価した点である。

そうしたなかでも「自尊心」の概念に着目しつつ、その概念が「自律」や「公正」の概念とどのような関係を持つかを理論的に検討するという松元君独自のアイディアは、先行研究と比較しても極めて独創的であり、その点でも本論文は現代政治理論研究への重要な貢献と言えよう。

もつとも「自尊心」に注目する段階から、松元君の議論が徐々にリベリズムから離れてコミュニタリアニズムに接近しつつあるとの印象はぬぐい去れず、若干の議論のぶれがあるように感じられた。松元君が設定した問題はあくまで「多文化主義のリベラルな正当化」に限定されるものであったはずなのだが、論文の結論から受ける印象はリベラルのコミュニタリアンの転換——あるいは両陣営の収斂——を松元君が支持するものであるかのようにである。松元君は一方でキムリツカの自律による正当化の主張を道具主義的と拒絶しているのであるが、「自尊心の社会的基盤」においては道具主義の懸念はないのか、そもそも道具主義

的な正当化ではなぜだめなのか、自律の道具としてではなく文化それ自体の固有の価値への配慮はなぜ必要なのか、これらの諸点への応答は十分に展開されているとはいえない。文化を公共化することは包摂と排除の双方をはらむが、このような危険性を指摘する声はリベラルの中で数多く聞かれるものの、文化の公共化を積極的に支持する観点はどちらかといえば、コミュニタリアニズム・共和主義の議論蓄積の中に多く見られるのである。各文化への固有の価値評価を普遍主義的正義論と接合したいという松元君の企ては大いに評価できるが、コミュニタリアニズムや共和主義の文化の位置づけを検討することなしには、このような企ても、どこかでコミュニタリアニズムや共和主義の密輸入が危惧されてしまうだろう。

加えてもうひとつ指摘しておく。本論文では松元君はその理論的考察を英米圏の論争に限定しており、それはそれで一貫性を有しているのだが、たとえばフランスにおけるイスラム・スカーフ事件についても論文中で何方所かて言及されており、この問題が英米圏にとどまる射程のものではないことをおそらく松元君本人も強く自覚するところであろう。特に近年、わが国でもたとえば樋口陽一氏などによつて紹介され始めているレジス・ドゥブレの共和主義思

想との関連でマイノリティ処遇の問題が議論されているところであり、松元君がこうした思想も今後取り上げていくてくれれば、そこに展開される議論は異なった様相を呈するものとなるかもしれない。

また、終章で展開される「政策的展望」の議論は松元君の研究が欧米の議論を単にわが国に紹介するものにとどまるものではなく、極めて多くの実践的インプリケーションを持つものであることが伺えて興味深い。リベラリズムと多文化主義をいかに両立させうるかという問題は今後わが国でも重要な政策的課題となっていくであろうし、松元君の研究がその理論的礎石として今後大いに参照されていくであろうことは想像に難くない。ただ残念なのは、その終章の議論はあまりにも概略的すぎるように思われる。たとえばこの問題は政治共同体の成員資格そのものを構成するシティズンシップ論やナショナルイデオロギ論と不可分のものがあり、そうした議論も絡んだより複雑な問題群となっているはずであって、そう簡単に答えを出せるものではないであろう。それは今後の松元君の課題となるのであろうが、その際により具体的な事例を多く取り上げ、その事例に本論文から得られた知見が適用されていれば、議論はより説得力を増すであろう。

最後に些細な揚げ足取りにすぎない指摘であるが、八四頁で「負荷なき自我」(the encumbered self)とされているのは“the unencumbered self”の誤記である。

以上、本論文に対して、それを高く評価しつつもいくつかの注文をつけたが、これらの点は本論文の欠点と言うべきものではなく、今後の松元君の研究への審査員一同の期待の表明である。松元君が本論文で示した論点整理能力の卓抜さと体系的で理論的に一貫した枠組みを設定しようとした姿勢は見事である。よって審査員一同は一致して松元雅和君提出の論文が、博士(法学)(慶應義塾大学)の学位を授与するに値するものと判断し、ここにその旨を報告する次第である。

平成一九年二月二六日

主査	慶應義塾大学法学部教授	萩原 能久
法学研究科委員		
副査	慶應義塾大学法学部助教	堤林 劍
法学研究科委員	Ph.D.	
副査	慶應義塾大学法学部教授	駒村 圭吾
法学研究科委員	法学博士	